

(禁止地域等)

第4条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、美観地区及び風致地区のうち市長が指定する区域
- (2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲で市長が指定する範囲内にある地域並びに同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域
- (3) 広島県文化財保護条例(昭和51年広島県条例第3号)第3条第1項又は第29条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲で市長が指定する範囲内にある地域並びに同条例第36条第1項の規定により指定された地域で市長が指定するもの
- (4) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため指定された保安林のある地域のうち市長が指定する区域
- (5) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第4章の規定により指定された自然環境保全地域(市長が指定する区域を除く。)
- (5)の2 広島県自然環境保全条例(昭和47年広島県条例第63号)第3章又は第4章の規定により指定された県自然環境保全地域又は緑地環境保全地域のうち市長が指定する区域
- (6) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和37年法律第142号)第2条第1項の規定により指定された保存樹林のある地域

- (7) 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間(休憩所又は給油所の存する区域として市長が指定する区域を除く。)並びに道路(道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する道路のうち高速自動車国道及び自動車専用道路を除いたものをいう。)、鉄道、軌道及び索道のうち市長が指定する区間

- (8) 道路、鉄道、軌道及び索道から展望することができる地域のうち市長が指定する区域
- (9) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園
- (10) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、公衆便所その他市長が指定する公共施設の建造物及びその敷地
- (11) 古墳、墓地、火葬場及び葬祭場
- (12) 社寺、仏堂及び教会並びにこれらの境域
- (13) その他市長が良好な景観又は風致を維持するため特に必要があると認めて指定する地域又は場所

第一・二種低層住居専用地域	第一・二種中高層住居専用地域
高陽新住宅市街地開発事業の施行区域 鈴が峰新住宅市街地開発事業の施行区域	高陽新住宅市街地開発事業の施行区域

区 分	名 称	所 在 地	摘 要
第27条	国 宝	不動院金堂	東区牛田新町三丁目
	国重要文化財	不動院鐘楼	〃
	〃	不動院校門	〃
	〃	國前寺本堂	東 区 山 根 町
	〃	國前寺庫裏	〃
	〃	広島平和記念資料館本館	中 区 中 島 町
第78条第1項	重要有形民俗文化財	湯ノ山明神旧湯治場	佐伯区湯木町湯ノ山
第109条第1項	国指定史跡	広 島 城 跡	中 区 基 町
	〃	頼山陽居室	中 区 袋 町
	〃	原爆ドーム	中 区 大 手 町
	〃	中小田古墳群	安佐北区口田町、口田南町
	国指定名勝	縮 景 園	中 区 上 幟 町
〃	〃	平和記念公園	中区中島町、大手町一丁目

区 分	名 称	所 在 地	摘 要
第3条第1項	県重要文化財	三 瀧 寺 多 宝 塔	西 区 三 滝 山

未指定

未指定 (自然環境保全地域は広島市内には指定されていない)

未指定

名 称	所 在 地	面 積
三入神社	安佐北区可部大字下町屋宇雨乞山	5,490㎡
弘住神社	安佐北区口田南二丁目	6,000㎡

種 別	路 線 名 称 等	区 間
高速自動車国道及び自動車専用道路		全 区 間
一般国道	2号	安芸区船越南四丁目(花郡川西岸)から 西区観音本町一丁目新観音橋西詰まで
	54号	紙屋町交差点から中央公園に面する部分まで
県 道	南観音観音線 市が管理する河岸緑地に面する部分の区間	全 部
市 道	中1区・2区・3区、南3区及び西2区比治山庚午線(新己斐橋以西を除く。)並びに中1区72号線・88号線・127号線・128号線・129号線及び215号線並びに中2区1号線(相生橋連絡橋を除く。)及び2号線(本川橋を除く。)	
市 道	中1区中広字品線 中1区116号線 市が管理する河岸緑地に面する部分の区間	
都市公園に面する市道のうち、公園に隣接する側の用地		

家屋連たん区域外で高速自動車国道の路肩から両側5.00m未満の区域

阿武山のうち標高390mを超え、かつ、広島市景観計画に定める原爆ドームを望む南北軸線上の眺望景観の視点場から屋外広告物が展望できる地域

..... : 図示されていないもの

